

(仮称) 一宮市第 1 共同調理場整備運営事業

募集要項

令和 3 年 5 月 3 1 日

一宮市

目 次

第1	募集要項の定義	1
第2	本事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者選定に関する基本的な考え方	6
2	応募者の備えるべき参加資格要件	6
3	提案額上限	9
4	選定の手順及びスケジュール（予定）	9
5	募集及び選定手続等	10
6	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	12
第4	契約等に関する事項	14
1	基本協定の締結	14
2	特別目的会社の設立等	14
3	事業契約の締結	14
第5	その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
1	情報公開及び情報提供	15
2	本事業において使用する言語等	15
3	応募に伴う費用の負担	15
4	問合せ先	15
別紙1	サービス対価について	16
1	サービス対価の仕組み	16
2	サービス対価の減額等	18

別紙

- 1 サービス対価について

別添書類

- 1 要求水準書
- 2 事業者選定基準
- 3 様式集
- 4 基本協定書（案）
- 5 事業仮契約書（案）
- 6 モニタリング実施要領（案）

第1 募集要項の定義

「(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業 募集要項」(以下「募集要項」という。)は、一宮市(以下「市」という。)が、令和3年4月30日に特定事業として選定した「(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに当たって、本事業への参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市ウェブサイトでの公表をもって代えることとする。

また、下記の別添書類は、募集要項と一体のもの(以下「募集要項等」という。)とする。

- 別添書類1 要求水準書
- 別添書類2 事業者選定基準
- 別添書類3 様式集
- 別添書類4 基本協定書(案)
- 別添書類5 事業仮契約書(案)
- 別添書類6 モニタリング実施要領(案)

本事業の基本的な考え方については、令和3年3月26日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答を反映している。募集要項等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、募集要項等に規定する内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び募集要項等に関する質問回答によることとする。

第2 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 一宮市第1共同調理場整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

一宮市長 中野 正康

(3) 事業目的

一宮市(以下「市」という。)では、一宮地区の47の小中学校について、南部学校給食共同調理場及び北部学校給食共同調理場で調理した給食を提供しているが、両調理場は開設から40年以上が経過し、老朽化が著しく進んでいる。

一方、食の安全・安心に対する社会的な要請は、O157などの食中毒問題や産地偽装等、衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として一段と高まっており、また、食育基本法(平成17年法律第63号)の制定や学校給食法(昭和29年法律第160号)の改正により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとて大きくくなっている状況である。

こうしたことから、市は、平成30年度に「(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営計画」を策定し、新たな学校給食共同調理場建設の早期実現を目指してきた。

本事業は、当該調理場の整備運営の一括発注・性能発注・長期契約により、民間のノウハウを最大限に引き出し、市の財政負担の軽減と業務水準の向上を図るものである。

(4) 立地条件

本事業用地は元々民有地であったものを市が取得したものであり、取得に向けて市は、令和2年9月に事業認定申請を行ったところであるが、当該申請に際しては設計図書が必要となることから、市は令和2年度に基本設計を完了している。

また、市は、本事業の実施にあたり特定事業の用に供するために、原則として事業契約締結後から本施設の引渡しまでの間、事業者との間で土地使用貸借契約を締結し、これに基づいて市有地である事業用地を事業者現況有姿で無償貸付することを予定している。貸付開始時点での事業用地は、道路構造物(道路舗装や側溝等)や土留板があり、樹木伐採後の切株や根、低木や草、境界柵その他の物件等が存在する可能性があることに留意すること。

所在地	一宮市浅井町東浅井字大島1547番2他	
敷地面積	約9,800㎡	
都市計画	用途地域	市街化調整区域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
インフラ	上水道	あり

	下水道	なし
	ガス	一定の条件のもとに東邦ガス(株)が同社負担で敷地南側近辺まで中圧B ガス管を延伸可。詳細は要求水準書を参照。

(5) 施設概要

1日あたり10,000食の供給能力を有する学校給食共同調理場の設計・建設及び維持管理・運営を行う。給食提供の対象となる児童生徒数及び教職員数の推計は要求水準書を参照。

区分		諸室	
本施設	給食エリア	汚染作業区域	荷受室（野菜類、肉魚類）
			検収室（野菜類、肉魚類）
			前室
			皮むき下処理室
			野菜下処理室
			肉魚類下処理室
			割卵室
			食品庫、計量室
			野菜下処理器具洗浄室
			肉魚下処理器具洗浄室
			ゴミ庫段ボール置き場
			回収風除室
			特別洗浄室
			洗浄室
			洗剤庫
			残菜処理室
			ゴミ庫
			給食エリア
	煮炊き調理室		
	揚物・焼物・蒸物調理室		
	和え物室		
	アレルギー対応調理室		
	器具洗浄室		
	非汚染作業区域器具洗浄室		
	配送風除室		
	コンテナプール		
	給食エリア	準備区域	作業準備室・手洗室、配送前室、回収前室、栄養士前室
その他区域		油庫、廃油庫、倉庫	
事務エリア	一般エリア	風除室	
		玄関、ホール	
		市職員事務室	
		更衣室	
		給湯室	
		職員トイレ	
		書庫	

区分		諸室	
		会議室	
		研修室 (1・2)	
		テストキッチン	
		食育ホール、見学通路、体験コーナー	
		倉庫	
		外来トイレ (男・女)	
		多目的トイレ	
	職員・調理員エリア	調理員玄関	
		委託業者事務所	
		食堂	
休憩室 (男・女)			
更衣室 (男・女)			
その他	トイレ (男・女)		
	リネン庫、洗濯室、乾燥室		
付帯施設	運転手控室、運転手更衣室、運転手トイレ、エレベーター、ボイラー室、換気機械室、消火ポンプ室、小荷物昇降機		
	駐車場 (職員用、来客用、車椅子利用者用、従業員用、バス用、配送車用)、駐輪場、キュービクル、除害設備地上機械置場、埋設排水処理槽、ガスガバナー室、埋設浄化槽、埋設雨水貯留槽		

(6) 事業範囲

事業範囲は、以下のとおりとする。詳細は、要求水準書参照。

なお、前述のとおり、基本設計は令和2年度に完了しているため、本事業の範囲には含まない。

設計・建設業務	実施設計業務
	建設業務
	工事監理業務
開業準備業務	
維持管理業務	建築物保守管理業務
	建築設備保守管理業務
	附帯施設保守管理業務
	調理設備保守管理業務
	食器食缶等保守管理業務
	施設備品等保守管理業務
	清掃業務
警備業務	
運営業務	食材検収補助業務
	調理業務
	衛生管理業務
	配送・回収業務
	洗浄等業務
	食育の推進支援業務

	その他
セルフモニタリング	

(7) 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき実施し、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(8) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	令和4年3月下旬（令和4年一宮市議会3月定例会議決後）
設計・建設期間	令和4年3月下旬（契約締結日の翌日）～令和6年6月30日
開業準備期間	令和6年7月1日～8月31日
供用開始	令和6年9月1日
維持管理・運営期間	令和6年9月1日～令和22年3月31日（15年7か月）

(9) 事業者の収入

市は、事業契約に基づき事業者が実施する給食センターの設計・建設業務に係る対価として「サービス対価A-1（一時払い）」及び「サービス対価A-2（割賦払い）」、開業準備業務に係る対価として「サービス対価B（一括払い）」、維持管理・運営業務に係る対価として「サービス対価C-1（固定料金）」及び「サービス対価C-2（変動料金）」を支払う。

詳細については、別紙1を参照のこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者には学校給食共同調理場の実施設計、建設、工事監理、所有権移転、維持管理、運営及びこれらに付随し関連する全ての業務の実施を求めるものである。事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）、建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務にあたる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務のうち調理業務にあたる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、必要に応じて、その他の者（以下「その他企業」という。）として、調理設備調達・搬入設置業務、配送・回収業務などを行う企業を含むことができることとする。
- 2) 複数の業務を同一の企業が兼ねることは可能とする。ただし、建設企業と工事監理企業については、兼務することはできない。また、相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
- 3) 一応募者の構成員（特別目的会社に出資し、業務を直接受託する者）または協力会社（特別目的会社に出資せず、業務を直接受託する者）は、他の応募者の構成員または協力会社になることはできない。また、一応募者の構成員または協力会社のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員（代表企業を除く。）または協力会社が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 4) 設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が募集要項等において提示する当該業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 応募者の資格要件等

応募者は、参加表明書提出時に代表企業の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。応募に当たっては、応募者は構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、それぞれ次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、複数の業務の資格要件を全て満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、ま

た、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う1者が資格要件を全て満たすこと。

- 1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 設計企業は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ③ 平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、ドライシステムの学校給食共同調理場(学校給食法第6条に規定するもの)の実施設計の実績を有していること。
- 3) 建設企業は、全ての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - ③ 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が900点以上であること。
 - ④ 平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設の施工実績(元請けとして完成・引渡し完了した実績)を有していること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。
- 4) 工事監理企業は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ③ 平成23年4月1日以降、公募日の前日までに、ドライシステムの学校給食共同調理場(学校給食法第6条に規定するもの)の工事監理の実績を有していること。
- 5) 維持管理企業は、令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 6) 運営企業は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 学校給食施設または集団調理施設(同一メニューで1日6,000食以上を提供する調理施設)等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
- 7) その他企業は、令和2・3年度一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) 構成企業の制限

応募各社は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を提出した時点で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 市の指名停止処分を受けていないこと。
- 3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更正手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

- 4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立てがなされている者または整理開始を命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6) 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者でないこと。
- 7) 市が本事業について、基本設計業務を委託した企業及びアドバイザー業務を委託している企業（当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業を含む）でないこと。また、アドバイザー業務を委託している企業と、資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、基本設計業務を委託した企業は、株式会社大建設（所在地：東京都品川区東五反田5丁目10番8号）である。

また、アドバイザー業務を委託している企業（提携関係にある企業を含む）は、以下のとおりである。

- ① 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門5丁目11番2号）
- ② 株式会社学給絵所舎
（所在地：東京都国立市西2丁目26番43号）
- ③ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
（所在地：東京都千代田区内幸町2丁目2番2号）

注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、または企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- 8) 学識経験者等により構成する（仮称）一宮市第1共同調理場整備運営事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する法人その他の団体でないこと。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準として行う。ただし、応募各社が、参加表明書提出以降、優先交渉権者決定前までに、上記要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(6) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、事業提案書提出の時より以前であった場合に限り、代表企業を除く応募者の構成員及び協力会社について参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。

また、事業提案書の提出以降、契約締結までの期間における代表企業以外の構成員及び協力会社の変

更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認めるものとする。

3 提案額上限及び想定年間給食提供数

応募にあたっては、下記の提案額上限の範囲内で提案価格を算出すること。

11,070,000千円(税抜)

また、提案価格の算出に際しては、小中学校ともに年間192日(令和6年度は年間124日)の想定給食実施日数及び下記に示す想定年間給食提供数を前提とすること。ただし、当該想定給食実施日数及び想定年間給食提供数は、各応募者の提案価格算出の前提条件を一律に設定するためのものであり、事業期間を通して給食実施日数や食数を保証するものではない。

年度	通常食	アレルギー対応食	合計
令和6年度	1,065,532食	12,400食	1,077,932食
令和7年度	1,610,880食	19,200食	1,630,080食
令和8年度	1,557,120食	19,200食	1,576,320食
令和9年度	1,535,616食	19,200食	1,554,816食
令和10年度	1,514,496食	19,200食	1,533,696食
令和11年度	1,493,568食	19,200食	1,512,768食
令和12年度	1,474,368食	19,200食	1,493,568食
令和13年度	1,455,360食	19,200食	1,474,560食
令和14年度	1,436,736食	19,200食	1,455,936食
令和15年度	1,418,112食	19,200食	1,437,312食
令和16年度	1,399,872食	19,200食	1,419,072食
令和17年度	1,392,768食	19,200食	1,411,968食
令和18年度	1,385,664食	19,200食	1,404,864食
令和19年度	1,378,560食	19,200食	1,397,760食
令和20年度	1,371,648食	19,200食	1,390,848食
令和21年度	1,364,544食	19,200食	1,383,744食

4 選定の手順及びスケジュール(予定)

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおり。

日程(予定)	内容
令和3年5月31日	募集要項等の公表
募集要項等公表後～6月10日	募集要項等に関する質問(1回目)の受付
7月2日	募集要項等に関する質問(1回目)及び回答の公表
回答(1回目)公表後～7月14日	募集要項等に関する質問(2回目)の受付
8月6日	募集要項等に関する質問(2回目)及び回答の公表

募集要項等公表後～8月13日	参加表明書及び資格審査書類の受付
参加表明書受付の1週間後	資格審査結果の通知
資格審査結果通知受領後～9月6日	提案内容に関する事前照会書の受付
資格審査結果通知受領後～9月27日	事業提案書の受付 ※ なお、提案審査において、各応募者によるプレゼンテーション及び委員による質疑の機会を設ける。日時については後日、応募者に対して通知する予定。
11月下旬	優先交渉権者及び次点者の決定
12月上旬	基本協定の締結
令和4年 1月下旬	仮契約の締結
3月下旬	事業契約の締結 (※)

※ 本事業の実施にあたっては、市議会議決後、事業契約締結となる。

5 募集及び選定手続等

(1) 募集要項等に関する質問書の受付 (1回目)

募集要項等の記載内容についての質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による質問 (電話等) は無効とする。

○提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書 (様式1-1) に必要事項を記入の上、電子メール (ファイル添付) にて提出すること (質問書のファイル形式は Microsoft Excel とし、ファイルの容量が5MB を超える場合には、適宜、分割して提出することとする)。電子メール による提出の際は、件名に「質問書_ (会社名) No. ●● (何通目のメールかを示す2桁の番号)」と表記すること。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一下記受付期間内に返信がない場合は、以下の提出先に記載されている担当者まで連絡すること。

○対象者 : 本事業への参画を検討している者

○提出先 : 担当部署 : 一宮市教育部学校給食課

担当者 : 浅井、岸上、松岡

TEL : 0586-28-8650

E-mail : gakkokyushoku@city.ichinomiya.lg.jp

○受付期間 : 募集要項等公表後から令和3年6月10日 (木) 15時まで

(2) 募集要項等に関する質問への回答 (1回目)

1回目の質問への市の回答は、令和3年7月2日 (金) を目途に、一宮市ウェブサイトにて公表する。なお、質問を行った者の氏名・所属等は公表しない。また、募集要項等に関連しないと市が判断した質問に対しては、回答をしない場合がある。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付 (2回目)

募集要項等の記載内容についての質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による質問 (電話等)

は無効とする。

- 提出方法：1回目の質問と同様
- 対象者：本事業への参画を検討している者
- 提出先：1回目の質問と同様
- 受付期間：回答（1回目）公表後から令和3年7月14日（水）15時まで

（4）募集要項等に関する質問への回答（2回目）

2回目の質問への市の回答は、令和3年8月6日（金）を目途に、一宮市ウェブサイトにて公表する。なお、質問を行った者の氏名・所属等は公表しない。また、募集要項等に関連しないと市が判断した質問に対しては、回答をしない場合がある。

（5）参加表明書及び資格審査確認申請書類の受付

本事業に応募する者は、様式2-1から2-10の参加表明書及び資格審査確認申請書類を、次の要領で提出すること。

- 提出方法：持参または郵便（簡易書留）
- 対象者：本事業に応募する者（代表企業）
- 提出先：一宮市教育部学校給食課南部共同調理場
- 受付期間：募集要項等公表後から令和3年8月13日（金）15時まで（持参の場合は平日のみ）

（6）資格審査結果の通知

市は、参加表明書及び資格審査確認申請書類を提出した応募者に対して、資格審査を行い、受付から1週間後を目途に、結果を当該応募者に伝える。

（7）提案内容に関する事前照会書の受付及び回答

資格審査結果通過者は、事業提案書の作成にあたり、維持管理業務及び運営業務の水準向上を目的として、基本設計から変更した提案を行う場合、当該変更が許容されるか、次の要領で、市に照会をかけることができる。市は、当該照会について検討後、許容するか否かを、個別に回答する。（市ウェブサイトへの掲載等の公表は行わない。）

- 提出方法：照会の内容を具体的に整理し、提案内容に関する事前照会書（様式2-13）に必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること（ファイルの容量が5MBを超える場合には、適宜、分割して提出することとする）。電子メールによる提出の際は、件名に「事前照会書_（会社名）」と表記すること。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一下記受付期間内に返信がない場合は、以下の提出先に記載されている担当者まで連絡すること。
- 対象者：資格審査通者のうち、照会を希望する者
- 提出先：担当部署：一宮市教育部学校給食課
担当者：浅井、岸上、松岡
TEL：0586-28-8650
E-mail：gakkokyushoku@city.ichinomiya.lg.jp

○受付期間：資格審査結果受領後から令和3年9月6日（月）15時まで

(8) 提案価格書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、提案価格書及び事業提案書を、次の要領で提出すること。様式は、様式集参照。

- 提出方法：持参または郵便（簡易書留）
- 対象者：本事業に応募する者（代表企業）
- 提出先：一宮市教育部学校給食課南部共同調理場
- 受付期間：資格審査結果受領後から令和3年9月27日（月）15時まで（持参の場合は平日のみ）

6 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

事業提案の審査は、審査委員会において行う。審査は資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

(2) 審査の内容

市は、審査委員会を設置し、審査委員会において、本事業に係る提案価格とともに、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行う。

審査委員会は、以下の委員により構成される。

- 委員長：加藤義人（岐阜大学 工学部 客員教授）
- 副委員長：鈴木賢一（名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科 教授）
- 委員：上原正子（愛知みずほ短期大学 客員教授）
- 委員：木全吉明（一宮市まちづくり部 建築担当部長）
- 委員：野中裕介（一宮市教育部 部長）

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、審査委員会の委員に対し不要な働きかけを行った場合、失格とする。

(3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行う。なお、提案審査において、各応募者によるプレゼンテーション及び委員による質疑の機会を設ける。

1) 資格審査

応募者の各構成企業が「第2 2 応募者の備えるべき参加資格要件」に記載している参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

2) 提案審査

提案審査は、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最も優れた提案を行った応募者（以下「優秀提案者」という。）及びその次に優れた提案を行った応募者（以下「次点提案者」という。）を選定する。

① 定量的評価

提案価格を点数化して評価を行う。(点数化方法は募集要項等において示す。)

② 定性的評価

応募者が提出した事業提案書に基づき、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等の項目についての事業提案内容を勘案して評価を行う。詳細は募集要項等において示す。

(4) 優先交渉権者及び次点者の決定

市は、審査委員会の評価結果を答申として受け、優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次点者として決定し、通知する。

(5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、一宮市ウェブサイトにて公表する。

(6) 提案書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った応募者が負う。

なお、提出を受けた書類は、事業者の選定、選定結果の公表及び議会での説明のためにのみ用いる。

第4 契約等に関する事項

1 基本協定の締結

市と優先交渉権者の全構成員は、「別添書類4 基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結する。市が、優先交渉権者と基本協定の締結に至らないと判断した場合、優先交渉権者が失格となった場合、市は、総合評価の上位の者から順に、基本協定の締結に向けた協議を行う。ただし、優先交渉権者が失格になった場合でも、市が別途指定する期間内に、優先交渉権者が、失格要件に該当する構成員（代表企業は除く）や協力会社に替わって参加資格を有する者を補完した場合には、失格を取り消し、改めて基本協定の締結に向けて協議を行う場合がある。

2 特別目的会社の設立等

- (1) 優先交渉権者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに一宮市内に設立するものとする。
- (2) 特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）に定める資本金1,000万円以上の非公開会社（株式会社のうち公開会社（その発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でないもの）であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。
- (3) 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- (4) 応募者の構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。
- (5) 特別目的会社に対して出資する者は、事業契約が終了するまでは特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

3 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、事業仮契約書（案）に基づき事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。その後、事業契約締結に係る議案について、令和4年3月一宮市議会で議決された時に事業契約の本契約となるものとし、契約締結日は、当該議決を得た日とする。ただし、市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、当該仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

第5 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ウェブサイト等を通じて行う。

本事業に係るウェブサイト

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/gakkou/1000162/1039202.html>

2 本事業において使用する言語等

本事業への応募及び本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

3 応募に伴う費用の負担

本事業への応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4 問合せ先

担当部署 : 一宮市教育部学校給食課

担当者 : 浅井、岸上、松岡

住所 : 〒491-0013 一宮市北小渕字寺山南100番地 南部学校給食共同調理場

TEL : 0586-28-8650

E-mail : gakkokyushoku@city.ichinomiya.lg.jp

別紙1 サービス対価について

1 サービス対価の仕組み

(1) サービス対価 A (設計・建設業務)

1) サービス対価 A-1 (一時払い)

市は、サービス対価 A のうち下記で算定される金額を、サービス対価 A-1 として、本施設の引渡し後、事業者から請求書を受領して 30 日以内に支払うものとする。

$$\text{サービス対価 A-1} = (\text{事業者が提案する工事費} - \text{交付金}) \times 75\% + \text{交付金}$$

※ 提案に際しては、交付金を 0 円と設定すること。

※ 交付金の金額等により、サービス対価 A-1 が契約時の金額と異なる場合、サービス対価 A-2 で変更額を調整することとする。この変更により、金融機関への事務手数料等が発生する場合、事業者の負担とする。

2) サービス対価 A-2 (割賦払い)

サービス対価 A-2 は割賦元金と割賦金利をあわせた金額とする。市は、事業者から提出された四半期業務報告書を確認し、事業者から請求書を受領して 30 日以内に、サービス対価 A-2 を支払う。

割賦元金	設計・建設業務に関する費用の合計額からサービス対価 A-1 を控除した額
割賦金利	割賦元金を元本とし、事業者が提案するスプレッドを含む支払金利により算出される金利支払額

維持管理・運営期間中、各年度で年 4 回（令和 6 年度は 2 回）に分け、計 62 回で元利均等返済する額とし、各回の支払額は次のとおり計算する。

①	割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を 62 回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。
②	元利均等計算した 1 回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。
③	割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、①の額と②の合計額に不一致が生じた場合、1 回目の支払額に当該不一致額を合算する。

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円-円）金利スワップレートとする。

基準金利設定は、本施設引渡日の 2 営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とする。なお、上記支払金利確定後に基準金利の改定は行わない。

また、提案価格における基準金利は、令和 3 年 5 月 20 日の基準金利（0.265%）であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス対価 A-2 の償還表」を市に提出するものとする。

(2) サービス対価 B (開業準備業務)

市は、開業準備業務完了後に事業者から提出された請求書を受領して30日以内に、サービス対価 Bを一括で支払う。また、市は、学校等の事情により、事業提案書に記載された調理リハーサル、配送リハーサルその他の開業準備業務が実施されなかったと確認した場合には、事業者へ支払うサービス対価の減額を行う場合がある。

(3) サービス対価 C (維持管理・運営業務)

市は、事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、市に対してサービス対価 C-1 及び C-2 の請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス対価 C-1 及び C-2 を支払う。支払回数は年4回(令和6年度分は2回)とし、維持管理・運営期間の四半期分ずつ、年間支払額の4分の1相当額を計62回支払う。

各四半期の支払額は次のとおり計算する。

①	年間支払額を対象に消費税及び地方消費税を計算する。消費税及び地方消費税額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
②	①で計算した年間支払額をもとに1回当たり(各四半期相当分)の支払額を計算し、当該金額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。
③	②で計算した1回当たりの支払額の4回分合算額が①で求めた年間支払額と一致しない場合は、各年度の1回目(第1四半期相当分)の支払額をもって調整し、年間支払額と一致させる。

1) サービス対価 C-1 (固定料金)

維持管理・運営業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づき、固定された金額を支払う。

2) サービス対価 C-2 (変動料金)

維持管理・運営業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり市が事業者に対して、提供給食数に応じて変動的に支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額(単価)に基づき、給食提供日毎に確定する提供給食数の四半期毎の合計数に応じて、次の算定式によって算定される金額を支払う。支払回数は年4回(令和6年度分は2回)とし、維持管理・運営期間の四半期分ずつ、次の算定式によって算出される金額を計62回支払う。

$$\begin{aligned} \text{サービス購入料 F} &= \text{通常食料金単価} \times \text{四半期の通常食提供給食数 (100食単位)} \\ &+ \text{アレルギー対応食料金単価} \times \text{四半期のアレルギー対応食提供給食数 (1食単位)} \end{aligned}$$

※ 事業者が提案する各料金単価は、小数点以下第二位までとする。

※ 消費税及び地方消費税を除くサービス対価 C-2 に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかるサービス購入料 F をもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

※ 提供給食数には、児童生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用を含まない。

市及び事業者は、維持管理・運営期間中の各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数(提供給食数の対象となる児童生徒等の合計数)が要求水準書別紙7「児童生徒数等の実績及び推計」に記載の提

供食数の2割程度増減した場合、若しくは学校の数が増減した場合は、サービス対価C-1及びサービス対価C-2の割合若しくはサービス対価C-1及びサービス対価C-2（料金単価）の見直しについて協議を行うものとする。

提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要性が生じた場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、市及び事業者は、サービス対価C-2の見直しについて協議を行うものとする。

提供給食数は、下記のとおり決定するものとする。

①	市は、各月の前月の10日（休日の場合はその翌日）までに、児童生徒の転出入、教職員用給食、試食用給食、学校行事等開催等を踏まえた上で、その月に提供が予定される給食数（以下「予定給食数」という。）を事業者に連絡する。
②	市は、提供日の前々日（土日祝日の場合はその前日）までに、提供給食数を確定する。
③	提供給食数と予定給食数の差（以下「変更給食数」という。）は、±200食以内を基本とする。変更給食数が+200食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が-200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、サービス対価C-2を算定する。ただし、市が、提供給食数の変更の通知を提供日の前日より相当程度前までに事業者へ通知した場合は、市及び事業者は、提供給食数の変更について協議するものとする。
④	なお、予定給食数においては、日当たりの提供給食数が想定提供給食数を大幅に下回る場合もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。
⑤	提供日の前日（休日の場合はその前日）の正午に確定した提供給食数について、給食提供日に事業者の事由により給食が提供されなかった場合、提供されなかった給食は、提供給食数に含まないものとする。

変動料金の算定にあたり、その基礎となる提供給食数は、次の考え方にに基づき行うものとする。

通常食については、稼働日毎の提供給食数を100食単位で切り上げて算定する（以下「変動料金算定用提供給食数」という。）ものとする。（稼働日とは、給食を提供する日をいう。）

アレルギー対応食については、提供給食数が変動料金算定用提供給食数となる。

変更給食数	提供給食数	変動料金算定用提供給食数
±200食以内	実施給食数	「提供給食数」を100食単位で切り上げ
+200食超	予定給食数 + 200食 + 事業者の応諾した食数	「提供給食数」を100食単位で切り上げ
-200食超	実施給食数	「予定給食数-200食」を100食単位で切り上げ

2 サービス対価の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、要求水準の未達や事業提案書記載事項その他市との協議により決定した事項の不履行が確認された場合には、事業契約書の規定に従い、事業

者に対し業務改善及び復旧に関する勧告やサービス対価の減額等の措置をとるものとする。詳細は、「モニタリング実施要領」において示す。